別記第８号様式（要綱第７関係）

　　年　　月　　日

誓　約　書

　　和歌山県知事　　　　　　　　様

　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

１．介護員養成研修事業を実施するにあたり、和歌山県介護員養成研修事業実施要綱及び関係法令等を遵守することを誓約します。

２．下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

|  |
| --- |
| (和歌山県介護員養成研修事業実施要綱第９第３号)ア　法又は政令の規定により指定を受けた介護サービスの事業者指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。イ　知事又は他の都道府県知事により政令第３条第１項第１号ロに規定する介護員養成研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ウ　知事又は他の都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。）により、次のいずれかの事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。（ア）「難病特別対策推進事業について」（平成１０年４月９日健医発第６３５号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第８の４の（６）に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者（イ）「居宅介護従業者養成研修等について」（平成１５年３月２７日障発第０３２７０１１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた居宅介護従業者等養成研修事業者（ウ）政令第４条第１項第１０号に基づき指定を受けた福祉用具専門相談員指定講習事業者エ　前アからウに定める取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号。）第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出日から起算して５年を経過しない者であるとき。　　オ　研修事業者指定申請者の代表者が、次のいずれかに該当するとき。　　（ア）法に基づき罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行をうけることがなくなるまでの者　（イ）前アからウまでのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者（ウ）前エに規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の代表者であった者で、当該届出日から起算して５年を経過しない者　　カ　事業者の役員またはその事業者等を代表する者（以下「役員等」という。）が暴力団（暴力団員によ　　　　　　　　　　る不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。　　キ　暴力団又は暴力団関係者が運営に実質的に関与しているとき。　　ク　役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用していると認められるとき。　　ケ　役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。　　コ　役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。　　サ　前各号に掲げる場合のほか、申請者が、介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。 |